

## 該当する資格要件

<p><b>ア 大学院等在学経験者</b>：宅造告示第1号、都計告示第1号該当</p> <p>大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者及び土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務経験を有する者</p> <p>必要な添付書類 ①在学の期間を証明する書類（必要な場合において履修科目証明書を追加） ②実務経験証明書</p>
<p><b>イ 大学卒業</b>者：宅造令第17条第1号、都計規則第19条第1号イ該当</p> <p>大学（短大を除く。）又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務経験を有する者及び正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者</p> <p>必要な添付書類 ①卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） ②実務経験証明書</p>
<p><b>ウ 3年課程の短期大学卒業</b>者：宅造令第17条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当</p> <p>短大で正規の土木又は建築の修業年限3年の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務経験を有する者及び正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限3年の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者</p> <p>必要な添付書類 ①卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） ②実務経験証明書</p>
<p><b>エ 短期大学、高等専門学校卒業</b>者：宅造令第17条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当</p> <p>前号以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関し4年以上の実務の経験を有する者及び正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者</p> <p>必要な添付書類 ①卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） ②実務経験証明書</p>
<p><b>オ 高等学校卒業</b>者：宅造令第17条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当</p> <p>高等学校、中等教育学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務経験を有する者及び正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務経験を有する者</p> <p>必要な添付書類 ①卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） ②実務経験証明書</p>
<p><b>カ 認定講習会修了</b>者：宅造告示第4号、都計規則第19条第1号ト該当</p> <p>土木又は建築の技術に関して10年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務経験を有する土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務経験を有する者で認定講習を修了した者</p> <p>必要な添付書類 ①認定講習会修了証の写し ②実務経験証明書</p>
<p><b>指定の国家資格を有する者</b></p> <p><b>キ 技術士</b>：宅造告示第2号、都計規則第19条第1号ホ該当</p> <p>技術士法における本試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を建設部門、上下水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、建設部門に合格した者を除いては、合格の後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者</p> <p>必要な添付書類 ①技術士登録証の写し又は技術士本試験合格証明書 ②実務経験証明書（技術部門を建設部門とする場合は不要）</p> <p><b>ク 一級建築士</b>：宅造告示第3号、都計規則第19条第1号ヘ該当</p> <p>一級建築士の資格を有する者</p> <p>必要な添付書類 ①一級建築士免許証の写し</p> <p><b>ケ 二級建築士</b></p> <p>建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者</p> <p>必要な添付書類 ①二級建築士免許証の写し ②実務経験証明書</p> <p><b>コ 土木、建築又は造園に関する一級施工管理技士</b></p> <p>建設業法による土木、建築又は造園に関する一級施工管理の資格を有する者</p> <p>必要な添付書類 ①一級施工管理免許証の写し</p> <p><b>サ 土木、建築又は造園に関する二級施工管理技士</b></p> <p>建設業法による土木、建築又は造園に関する二級施工管理技士として5年以上の実務経験を有する者</p> <p>必要な添付書類 ①二級施工管理免許証の写し ②実務経験証明書</p>
<p><b>シ 国若しくは地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者</b></p> <p>土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者</p> <p>必要な添付書類 ①実務経験証明書</p> <p><b>ス 国若しくは地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者</b></p> <p>土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者</p> <p>必要な添付書類 ①実務経験証明書</p>

注 この表で「宅造令」とあるのは、「宅地造成等規制法施行令」を、「宅造規則」とあるのは「宅地造成等規制法施行規則」を、「宅造告示」とあるのは「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは「都市計画法施行規則」を、「都計告示」とあるのは「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を表す。